

子どもに贈ろう!

ジュニア

ニーサ

NISA

がいいさ!!



ジュニアNISAは、2016年からスタートした子どものための「少額投資非課税制度」。
お子さま、お孫さまの将来の資金づくりのために、このジュニアNISAを活用してみませんか。
※ 令和2年度税制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなります。

始めるなら証券会社へ

NISAがいいさ 検索

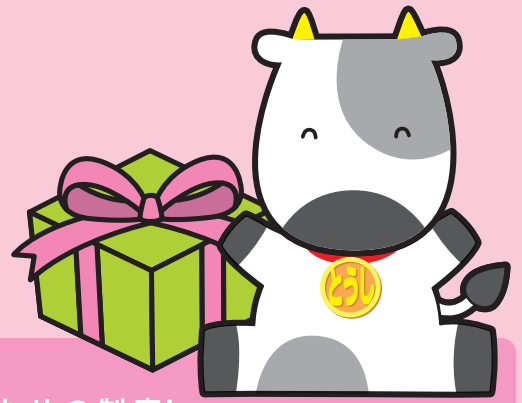
<https://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

みんなにいいさ!
NISAがいいさ!!



ジュニアNISAの

4つのいいさ!



いいさ! 1 子どもの将来に向けた資産運用のための制度!

0~19歳*1の方の口座を開設し、親・祖父母等が拠出した資金で親権者等が子どものために代理して運用を行うことができます。

いいさ! 2 配当金や売買益等が
非課税!



上場株式や株式投資信託等の配当金や売買益等が非課税。
投資可能期間は2023年12月末まで。

いいさ! 3 投資資金も
少額から!



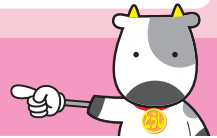
1万円以内で購入できる
上場株式・株式投資信託も。

いいさ! 4 非課税期間は
5年間!



投資をした年から最大5年間、
非課税の取扱いを受けられます。

知っておきたい、ジュニアNISAのポイント!



1 口座開設の条件

ジュニアNISA口座は、日本国内にお住まいの**0~19歳*1**の方が開設できます(親権者等が代理で資産運用できます)。

2 口座開設手続き

ジュニアNISA口座の開設には、**個人番号カード等を提示し**、個人番号を告知し、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」、「未成年者口座開設届出書」の書類をご提出いただくなどの手続きが必要となります。ただし、現在お持ちの口座にお預けになっている上場株式や株式投資信託等をジュニアNISA口座に移すことはできません。

3 ジュニアNISA口座は1人1口座

ジュニアNISA口座は1人1口座です。ジュニアNISA口座を開設する**金融機関の変更はできません**。

4 非課税枠

ジュニアNISA口座の利用限度額(非課税枠)は1年間80万円(買付代金)です。**非課税枠の未使用分を翌年へ繰り越すことはできません**。

5 売却

ジュニアNISA口座で購入した上場株式や株式投資信託等は、いつでも売却できます。売却代金*2は**18歳*3**までは払出し制限がありますが、ジュニアNISA口座での利用限度額(非課税枠)の範囲内において再投資することは可能です。払出し制限については⑨をご参照ください。

*1 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「19歳」と記載の箇所は「17歳」となります。

*2 ジュニアNISAの利用を申込むと、「ジュニアNISA口座」と「課税ジュニアNISA口座」の両方が同時に開設されます。売却代金及び配当金等は「課税ジュニアNISA口座」で管理されます。

*3 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日。

*4 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。

※ 令和2年度法制改正に伴い、2024年以降ジュニアNISA制度は新規の投資ができなくなり、払出し制限も緩和されます。払出しを行う場合、ジュニアNISA口座で保有している上場株式や投資信託等は全て払出しする必要があります。また払出し後、このジュニアNISA口座は廃止されます。

6 非課税枠の再利用

ジュニアNISA口座で一度利用した**非課税枠は売却しても復活しません**。

7 損益通算

ジュニアNISA口座では、売買損失はないものとされます。したがって、売買損失が発生しても、特定口座や一般口座で保有する他の株式等の配当金や売買益等との**損益通算はできません**。また、損失の**繰越控除(3年間)もできません**。

8 配当金の取扱い

ジュニアNISA口座で購入した上場株式の配当金やETF、REITの分配金を非課税とするには「**証券会社で受取る方式(株式数比例配分方式)**」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

9 払出し制限

ジュニアNISA口座は、**口座開設者が18歳*3になるまで、払出し制限があります**。払出し制限期間中にジュニアNISA口座から払出しを行った場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、原則過去に非課税で支払われた配当金等や過去に非課税とされた譲渡益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます*4。また、この際、一部のみを払出すことはできません。

NISAを学べるコンテンツなど満載!!

<https://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

NISAがいいさ 検索

お問い合わせ NISA相談コールセンター



証券会社で
ニーサでとうし
0570-023-104

受付時間…平日9:00~17:00
※祝日及び年末年始を除きます。